



ID 0090015

子育て世帯向け住宅

募集

子育て世帯向け住宅としてリノベーションを行っている特定市営大山台住宅の入居者を募集します。

場所▶見川町1820番地の5

募集戸数▶16戸(市内枠8戸、市外枠8戸)

入居予定日▶4月1日(火)

主な申込資格▶

- ・市町村税を完納している
- ・入居者または同居親族が暴力団員でない
- ・世帯の収入月額が158,000円以上487,000円以下
- ・小学生以下の子どもを含む3名以上の世帯または妊婦がいる2名以上の世帯

申込み▶1月16日(木)～2月7日(金)に、申込書に記入し、県住宅管理センター☎で

問 県住宅管理センター(大町3大町ビル内、☎297-8360)または市住宅政策課(☎232-9200)

ID 0005137

乳幼児学級タンポポ

募集

遊びをとおり、親子で触れ合いながら社会性を学ぶ、通年の教室です。保護者間の交流もできます。

日時▶火曜日クラス、木曜日クラス(いずれも月2回)

午前10時～11時15分 ※曜日は選択不可。開級式は5月上旬です。

場所▶内原ヘルスパーク

対象▶市内に居住する、生後6か月～4歳児とその保護者

定員▶抽選80名程度

料金(年間)▶1家族2,000円 ※別途、こども1名につき2,000円(教材費など)が必要です。

申込み▶1月16日(木)～2月28日(金)に、HPで

問 乳幼児学級タンポポ(内原市民センター内、☎246-6670)または市こども政策課(☎350-5577)



脱毛エステトラブルにご注意を

問合せ▶消費生活センター(☎226-4194または☎188)



10代～20代の
トラブル増加!

男性も多い!

〈事例〉

「6か月間脱毛無料」とSNSの広告に掲載されていたので、市内の脱毛サロンに行きました。広告に掲載されていた施術を希望しましたが、違うコースを勧められ、「納得のいく脱毛をするには、これぐらいの料金がかかる」と言われました。高額でしたが、「ローンを組めば、月々の支払いを安く抑えられる」と勧誘され、48回払いで分割手数料が付き、総額約80万円の契約をしてしまいました。

数回通いましたが、効果を感じられないし、予約もなかなか取れません。ローンの支払いも困難なので、解約したいです(19歳男性)。

〈解決策〉

令和5年度に、若者から全国の消費生活センターに寄せられた相談の中で、最も多いのが脱毛エステのトラブルです。

この事例では、消費生活センターから脱毛サロンに「6か月間脱毛無料」の広告について確認すると、「その広告の下には、小さい文字で他のコースについても表示している」との回答がありました。消費生活センターから、強調表示を打消している「打消し表示」は問題であることを伝え、解約料や手数料は取らずに、施術済み代金を支払うことで解約となりました。

トラブルに遭う前に、広告をうのみにしない、契約は慎重に検討するなど、日ごろから注意しましょう。もし困ったことがあったら、一人で悩まず、消費生活センターに相談してください。

消費生活センター長 田山 知賀子

トラブルに遭わないために

- ・「〇か月無料」「お試し施術」「月額〇〇円」などの気軽さや安さをうたった広告をうのみにしない
- ・契約は慎重に検討してから
 - ①クレジット契約をする場合は、手数料を含めた金額、期間を確認してください。施術が終わった後でも支払いが続くことがあります。
 - ②契約書面の施術内容や解約条件をよく読み、業者から説明を受けましょう。
- ・クーリング・オフできる場合も特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するエステティックサービスの場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、はがきまたはメールでクーリング・オフできます